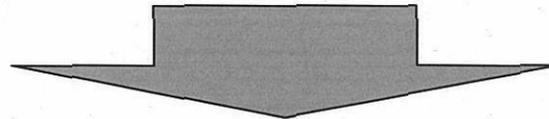


参考：契約の考え方

- 現在、市町村と地区医師会等との各種健診の契約では、健診の種類（老人保健法の基本健康診査や、骨粗しょう症検診、肝炎ウィルス検査、生活機能評価、各種がん検診等）別に、契約書を締結しておらず、全ての健診を一本の契約書で対応している市町村が少なくない。
- H20年度以降は、主に以下の理由から、市町村では、役割別に（国保、衛生、介護で分けて）契約を締結することが適当と考えられる。
 - 国保保険者としての市町村や、一般衛生部門としての市町村等、役割と実施すべき健診項目が明確に分けられる
 - 国保は国保特会、一般衛生は一般会計と、会計が異なり、請求処理も異なることから、透明性を確保するためにも、契約についても明確に分けておくことが適切
- 契約は分けるものの、市町村において、受診者の利便性向上のために各種健診を共同実施することは必要（契約に準じ分離実施する必要はない）。ここで特定健診とその他一般衛生等における健診とを共同実施する場合、被用者保険の被扶養者は、特定健診の受診券を持参すれば、共同実施している健診のうち該当するもの全てを一回で受診可能、既に別途特定健診を受診済であれば一般衛生等特定健診以外の健診のみ受診可能となる。
- 特定健診の集合契約は、市町村の国保部門における契約に準じるが、国保において人間ドック等を行っており、H20以降は特定健診を含んだ人間ドックを実施していく契約を締結する予定となっている等、あまりにも特定健診の項目とかけ離れている場合、集合契約における委託項目は人間ドックになるのではなく、特定健診部分に限定される。

[現状]

市町村内の 担当部署	国保部門	その他の部門(一般衛生・介護等)
健診の種類	人間ドック等	基本健診(老健法) その他の各種健診
契約	一本の契約で全てをカバー(多くの市町村)	
会計	国保特会	一般会計・介護特会等



[H20以降](※人間ドック等も引き続き実施する場合)

市町村内の 担当部署	国保部門	その他の部門(一般衛生・介護等)
健診の種類	人間ドック等 特定健診	その他の各種健診
契約	人間ドック等 特定健診 あるいは 国保としての委託部分	一般衛生・介護等 あるいは 一般衛生 介護 ●●●
会計	国保特会	一般会計・介護特会等

集合契約における適用部分
(項目・単価が中心)

- 契約や会計は別だが、共同実施は可能
- その場合、市町村は、国保保険者には全ての健診の受診券を、被用者保険の被扶養者には特定健診以外の受診券を発行・送付

事務連絡
平成19年7月10日

各都道府県医療構造改革担当部（局） 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

集合契約の成立に向けた準備の推進について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導については、平成20年度からの実施に向け、各保険者において平成19年度中にその準備を済ませる必要があります。今年度前半のうちには、ある程度実施方法等を固めて頂く様、当室からモデルスケジュールを提示しております。

特に健診・保健指導機関への委託を市町村国保の契約スキームを利用する集合契約によって行う場合には、各都道府県の保険者協議会において、代表保険者を選出して頂くこととなっておりますが、既にご案内の通り、準備状況を加速する必要が生じていることから、これまでにいくつかの調査をお願いしているところです。

このたび、都道府県としての準備の促進だけでなく、各保険者としての準備、そして保険者協議会としての準備の推進が最も重要なことから、去る7月3日に開催されました第8回保険者協議会中央連絡会において、被用者保険の集合契約の成立に向け、委員各自が傘下団体への働きかけなど必要な取組を早急に進めることを申し合わせ、併せて、別添の依頼文（保険者協議会中央連絡会から各都道府県保険者協議会へ発出）に基づき、必要な取組を各都道府県の保険者協議会にお願いすることとなりましたので、お知らせ致します。

なお、別添「集合契約の準備を円滑に進めるために必要となる各主体の取組」に記載されている事項のうち、都道府県の役割としては、ほぼ既にお願している事項ではありますが、積極的に御対応下さいますよう、宜しくお願い致します。

[本件照会先]
医療費適正化対策推進室
（健康調整係長 元村）
TEL：03-3595-2164
FAX：03-3504-1210

平成19年7月10日

各都道府県保険者協議会 御中

保険者協議会中央連絡会

集合契約の成立に向けた準備の推進について（依頼）

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導については、平成20年度からの実施に向け、各保険者において平成19年度中にその準備を済ませる必要があります。今年度前半のうちには、ある程度実施方法等を固めて頂く様、国からモデルスケジュールが提示されております。

特に健診・保健指導機関への委託を市町村国保の契約スキームを利用する集合契約によって行う場合には、各都道府県の保険者協議会において、代表保険者を選出して頂くこととなっておりますが、準備状況が遅れ気味であることから、去る7月3日に開催されました第8回の会議において、被用者保険の集合契約の成立に向け、委員各自が必要な取組を早急に進めることを申し合わせ、併せて、以下の取組を各都道府県の保険者協議会にお願いすることとなりましたので、お知らせ致します。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、当方の要請に基づき、積極的に御対応下さいますよう、宜しくお願い致します。

記

保険者協議会中央連絡会は、各都道府県の保険者協議会に対し、以下に示す各自の作業について（併せて別添「集合契約の準備を円滑に進めるために必要となる各主体の取組」の配布を通じて）、協議会関係者（各都道府県内の主な保険者等）に伝えることをはじめ、以下の取組への積極的な対応を要請します。

- 保険者協議会への共済組合の加入を急ぐこと
- 被用者保険の集合契約の成立に向け、代表保険者の選出に関し、関係者を集め、協議を始めること
- 市町村(国保)の実施形態の整理・確定、関係者間での情報共有、委託先による被用者保険の受け入れ準備の促進等、必要な支援・協力を早急に進めること
- 上記作業上の問題点があれば即座に国（厚生労働省医療費適正化対策推進室）に報告する（様式自由）こと

以上

集合契約の準備を円滑に進めるために必要となる各主体の取組

1. 保険者団体(及び保険者)

(1) 共済組合の保険者協議会への参加【共済】

共済組合については、都道府県保険者協議会の構成員の一つとなり、集合契約へ積極的に参加・関与していく必要があるが、構成員となっていない協議会があるようなので、県内各共済組合と調整の上、協議会の臨時開催の依頼、及び参加承認を頂く。

当面必要な取組	①共済組合の保険者協議会への参加状況の管理(把握・整理) ②保険者協議会未参加の共済組合(あるいは支部)の保険者協議会への参加促進
---------	--

(2) 代表保険者選出への積極的関与【健保・共済・政管・国保組合】

被用者保険者の中から、集合契約の成立に不可欠である代表保険者を選出することが必要不可欠であり、保険者協議会での選出作業を加速させる必要がある。健保連・政管健保・各共済組合は、各都道府県の主要な健保組合・地方社会保険事務局・共済組合に対し、代表保険者選出に向けた取組に積極的に参画(むしろリード)するよう、働きかけていく。

併せて、契約に関する代表保険者の事務負担を軽減するための環境整備、すなわち代表保険者以外の保険者の実務面での協力体制が重要であることから、代表保険者にならない場合でも、各保険者(あるいは保険者協議会)が一丸となって取組んでいくよう、関係の各保険者に働きかけていく。

当面必要な取組	①健保連は支部、及び各都道府県の主要な健保組合に対し、代表保険者への立候補、もしくは他の保険者と選出の調整に入るよう、働きかける ②各共済組合は、保険者協議会への参加が済んでいる共済組合(あるいは支部)に対し、代表保険者への立候補、もしくは他の保険者と選出の調整に入るよう、働きかける ③健保連・政管健保・各共済組合・国保組合は、関係の各保険者に対し、代表保険者の事務処理を分担する等、代表保険者の事務処理負担の軽減を図るよう、働きかける
---------	---